

**長野県告示第612号**

飯田市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 作業種類

公共測量（1／10,000地形図修正（数値編纂））

## 2 作業期間

平成20年10月17日から平成20年12月19日まで

## 3 作業地域

飯田市 三遠南信自動車道飯喬一工区周辺

**建設政策課**

**公告**

表彰規則（昭和34年長野県規則第6号）第6条の規定により、次の者を表彰した。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

## スポーツ栄誉賞

平成20年10月31日表彰

松本慶彦	越川 優	宮澤 崇史
山本幸平	佐藤 英賢	大岩 義明
矢澤一輝	斎藤 あや子	堀越 信司

**人事課**

**公告**

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第7条の規定により 長野広域連合長 鶩澤正一 から方法書の送付を受けたので、同条例第8条の規定により次のとおり公告し、方法書を公告の日から起算して1月間縦覧に供します。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

## 1 事業者の氏名及び住所（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

長野広域連合長 鶩澤正一

長野県長野市箱清水一丁目3番8号

## 2 対象事業の名称、種類及び規模

## (1) 名称

長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業

## (2) 種類

廃棄物処理施設の建設（ごみ焼却施設）

## (3) 規模

ごみ焼却施設 処理能力450t/日

## 3 対象事業実施区域

長野市松岡二丁目

## 4 長野県環境影響評価条例第7条の対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

長野市

## 5 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

場所	期間	時間
長野県環境部自然保護課、長野県長野地方事務所環境課、長野市役所環境部環境管理課及び長野市大豆島支所	平成20年11月10日（月）から平成20年12月9日（火）まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。	午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## (1) 意見書の提出期限

平成20年12月24日（水）まで

## (2) 意見書の提出先

〒380-0801 長野県長野市箱清水一丁目3番8号  
長野広域連合事務局環境推進課

## (3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である方法書の名称（「長野広域連合Aごみ焼却施設建設事業に係る環境影響評価方法書」と記載するものとする。）

ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

**自然保護課**

**公告**

長野県医療労働組合連合会から医療・福祉労働者の大幅増員と大幅一時金の獲得等の要求に関して、平成20年11月12日以降、長野県医療労働組合連合会に加盟する長野医療生協労働組合、中信民医連労働組合、諫訪民医連労働組合、飯田民医連労働組合、東信医療生協労働組合、賛育会豊野労働組合、上伊那民医連労働組合、穂高白百合荘労働組合、長野県厚生連労働組合の組合員が従事する施設の構内及び職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

**労働雇用課**

**公告**

安曇野赤十字病院労働組合から年末一時金等の要求に関して、平成20年11月11日以降、安曇野赤十字病院における同組合の組合員が従事する全職場において争議行為を行う旨の通知があったので公表します。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

労働雇用課

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により千曲川上流地域森林計画をたてたいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

1 森林計画区の名称

千曲川上流森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県佐久地方事務所及び長野県上小地方事務所

3 縦覧の期間

平成20年11月10日から平成20年12月10日まで

森林政策課

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により伊那谷地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

1 森林計画区の名称

伊那谷森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県諏訪地方事務所、長野県上伊那地方事務所及び長野県下伊那地方事務所

3 縦覧の期間

平成20年11月10日から平成20年12月10日まで

森林政策課

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により木曽谷地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

1 森林計画区の名称

木曽谷森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター及び長野県木曽地方事務所

3 縦覧の期間

平成20年11月10日から平成20年12月10日まで

森林政策課

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により中部山岳地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

1 森林計画区の名称

中部山岳森林計画区

2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県松本地方事務所及び長野県北安曇地方事務所

3 縦覧の期間

平成20年11月10日から平成20年12月10日まで

森林政策課

**公告**

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により千曲川下流地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により当該地域森林計画の案を縦覧に供します。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに、理由を付した文書をもって、知事に意見を申し立てることができます。

平成20年11月10日

長野県知事 村井 仁

1 森林計画区の名称

千曲川下流森林計画区

## 2 縦覧の場所

長野県林務部森林政策課、長野県行政情報センター、長野県長野地方事務所及び長野県北信地方事務所

## 3 縦覧の期間

平成20年11月10日から平成20年12月10日まで

森林政策課

## 公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月10日

長野県佐久地方事務所長 木曾 茂

## 1 入札に付する事項

## (1) 調達をする役務

県営住宅受水槽及び高架水槽清掃等業務

## (2) 役務の特質

県営住宅団地の受水槽及び高架水槽の清掃

## (3) 履行期間

平成20年12月5日から平成21年2月5日まで

## (4) 履行場所

小諸市甲1574-1

県営住宅東小諸団地外5団地

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（該当加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2 第1項第5号の事業の登録を受けている者であること。

(5) 長野県内に本社を有する者であること。

(6) 過去に3階建て以上の共同住宅において受水槽及び高架水槽の清掃業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市跡部65-1

長野県佐久地方事務所 建築課

電話 0267-63-3159（直通）

## 4 入札手続等

## (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月26日（水）午後2時

イ 場所 長野県佐久合同庁舎 302号会議室

## (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成20年11月19日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 入札保証金

政令第167条の7 第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (8) 契約書作成の要否

必要とします。

## (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

## 公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2 第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成20年11月10日

長野県公営企業管理者職務執行者

長野県企業局長 山田 隆

名 称	所 在 地	指 定 年月日
-----	-------	------------

平穂土建 株式会社	下高井郡山ノ内町大字平穂	平成20年 4127番地28 10月31日
-----------	--------------	--------------------------

事業課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月10日

長野県議会事務局長 德武和夫

## 1 入札の目的

建設工事の請負契約

## 2 工事名

議員会館内装改修工事

## 3 工事箇所名

長野県議会議員会館

## 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 建築一式工事について入札参加資格を付与されている者であること。

イ 資格総合点数が674点以上816点以下の者であること。

ウ 長野地方事務所又は北信地方事務所管内に本店を有している者であること。

## 5 工期

平成21年2月13日まで

## 6 支払条件

## (1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

## (2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

## 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成20年11月10日（月）から平成20年11月25日（火）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前9時から午後5時まで次の場所において縦覧に供します。

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県議会事務局 総務課

電話 026（235）7412

## 8 入札手続等

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月25日（火）午後3時

イ 場所 長野県庁 議会増築棟第2特別会議室

## (3) 郵送入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

## (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、4に掲げる資格を有することと証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成20年11月18日（火）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認

を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

## (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

## (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (9) 契約書作成の要否

必要とします。

## (10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。

## 9 その他

詳細は、入札心得によります。

総務課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月10日

長野県飯田風越高等学校長 諏訪繁範

## 1 入札の目的

建設工事の請負契約

## 2 工事名

飯田風越高等学校 普通教室棟男子便所改修工事

## 3 工事箇所名

長野県飯田風越高等学校

## 4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件をすべて満たしているものであること。

ア 管工事について入札参加資格を付与されている者であること。

イ 下伊那地方事務所管内に本支店又は営業所を有している者であること。

## 5 工期

着手日から約70日間

高校教育課

## 6 支払条件

### (1) 前金払

原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について契約額の4割の範囲内で前金払をします。

### (2) 部分払

原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

## 7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札心得を、平成20年11月10日（月）から平成20年11月25日（火）まで次の場所において縦覧に供します。

飯田市上郷黒田6462

長野県飯田風越高等学校

電話 0265（22）1515

## 8 入札手続等

### (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成20年11月25日（火）午前10時

イ 場所 長野県飯田風越高等学校 会議室

### (3) 郵便入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

### (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成20年11月20日（木）午後5時までに上記7の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

### (5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務要領（平成13年5月8日13監技第47号）第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

### (6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

### (8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

### (9) 契約書作成の要否

必要とします。

### (10) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

## 9 その他

詳細は、入札心得によります。